

議案第27号

発電用施設等周辺地域整備基金条例の一部改正について
次のとおり発電用施設等周辺地域整備基金条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

発電用施設等周辺地域整備基金条例の一部を改正する条例

発電用施設等周辺地域整備基金条例(平成元年三朝町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>電源立地地域対策交付金基金条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>電源立地地域対策交付金基金</u>の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めること</p>	<p><u>発電用施設等周辺地域整備基金条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>発電用施設等周辺地域整備基金</u>の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めるこ</p>

を目的とする。

(設置)

第2条 三朝町における次に掲げる措置又は事業の推進に資するため、電源立地地域対策交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 地域振興計画作成等措置
- (2) 公共用施設の整備、維持補修並びに維持運営等事業
- (3) 次に掲げる地域活性化事業
 - ア 地場産業振興支援事業
 - イ 地域資源利用魅力向上事業
 - ウ 福祉サービス提供事業
 - エ 環境維持・保全・向上事業
 - オ 生活利便性向上事業
 - カ 人材育成事業
- (4) 企業導入、産業活性化措置
- (5) 福祉対策措置
- (6) 企業立地資金貸付事業
- (7) 給付金加算等措置

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第2条に掲げる措置又は事業の財源に充てる場合に限り、その一部又は

とを目的とする。

(設置)

第2条 三朝町における企業導入及び産業近代化事業の推進に資するため、発電用施設等周辺地域整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に振り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、三朝町における企業導入及び産業近代化事業の財源に充てる場合に限

全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成15年度の対象事業から適用する。
(三朝町水力発電周辺地域交付金基金条例の廃止)
- 2 三朝町水力発電周辺地域交付金基金条例(平成15年三朝町条例第3号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例による改正前の発電用施設等周辺地域整備基金条例に基づき積立てした基金については、なお従前の例による。